

令和7年度 第2回 朝倉市総合教育会議

日時：令和7年12月18日(木) 15:30～

場所：ピーポート甘木 多目的ホール

1 開会

2 市長あいさつ

3 議題

(1) 朝倉市こども計画について

質疑・協議等

(2) 多世代が集う地域コミュニティの活性化に向けて（eスポーツ交流事業）

質疑・協議等

4 その他

令和8年度の総合教育会議の運営について

5 閉会

朝倉市総合教育会議 名簿

令和7年12月18日

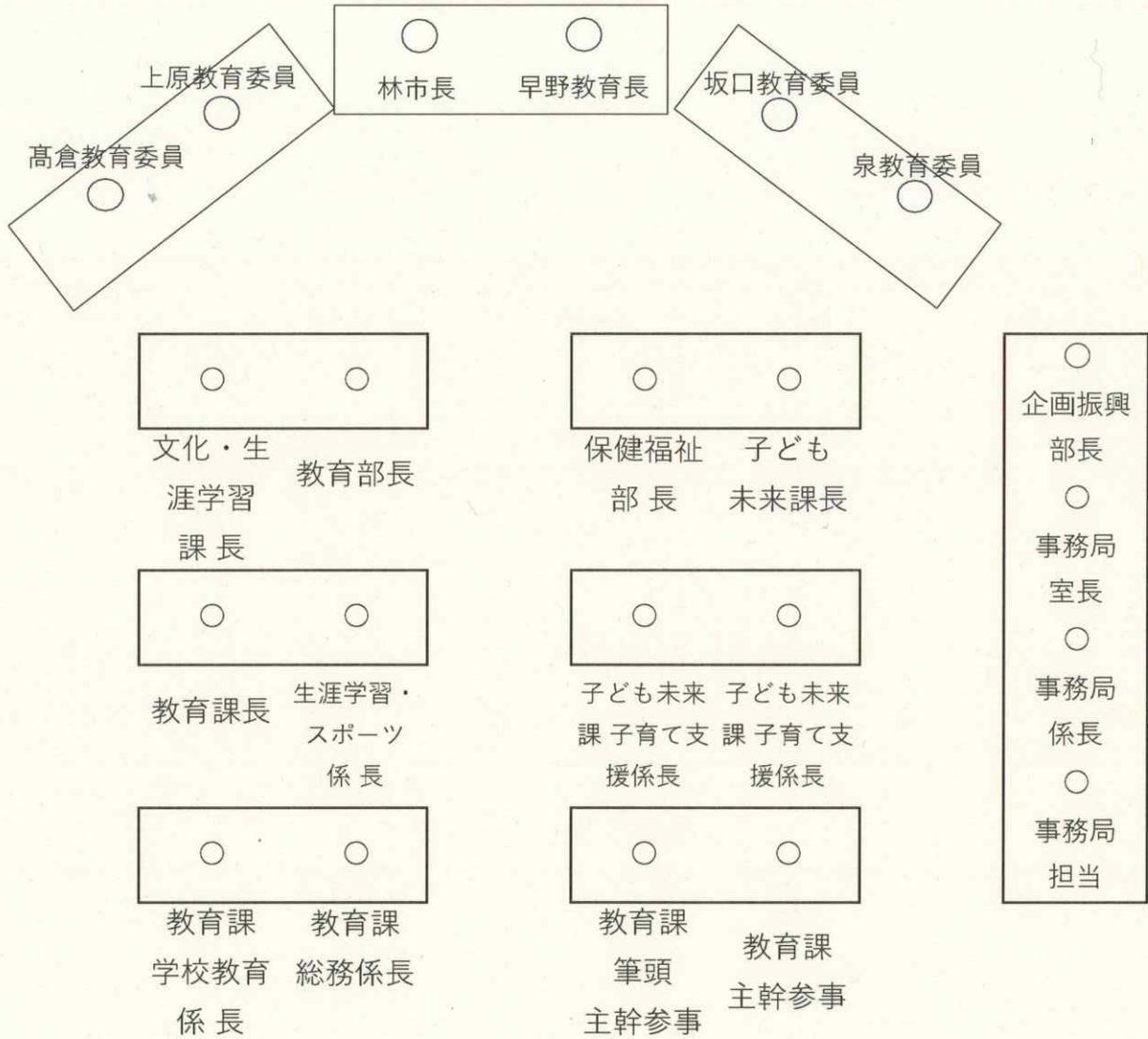
委員の区分	氏 名	
市 長	林 裕 二	
教 育 長	早 野 展 生	
教育委員	上 原 実 二	
教育委員	高 倉 満	
教育委員	坂 口 秀 孝	
教育委員	泉 真 知 子	

		氏 名
関係部課長	保健福祉部長	吉武 尚美
	子ども未来課長	時川 由美
	子ども未来課 子育て支援係長	田中 春美
	子ども未来課 子育て支援係長	小野 夕貴
教育部	教育部長	草場 勉
	教育課長	平井 謙一郎
	教育課 筆頭主幹参事	牧草 勲
	教育課 主幹参事	永井 弘毅
	教育課 学校教育係長	三好 敏幸
	教育課 総務係長	梶原 瑞穂
	文化・生涯学習課長	篠原 浩之
	文化・生涯学習課 生涯学習・スポーツ係長	手島 貴広
事務局	企画振興部長	三浦 弘己
	男女共同参画推進室長	川上 憲司
	男女共同参画推進室 男女共同参画推進・青少年係長	廣田 百合
	男女共同参画推進室 男女共同参画推進・青少年係	田子森 ひかり

令和7年度 第2回 朝倉市総合教育会議

配席レイアウト

R7.12.18



総合教育会議の概要

1 総合教育会議

首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、首長と教育委員会が協議を行う場として、総合教育会議（以下「会議」という。）を設置することとされました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法」という。平成 27 年 4 月 1 日施行）の規定に基づき、すべての地方公共団体に設置することとされています。

□首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することができます。

□首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることができます。

2 会議の役割（法第 1 条の 4 第 1 項）

以下の事項について協議及び事務の調整を行うことです。

- ① 本市の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

3 会議の招集（法第 1 条の 4 第 3 項及び第 4 項）

地方公共団体の長が招集することになります。

教育委員会側からも、その権限に属する事務に関して協議する必要があるときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができます。

4 意見の聴取（法第 1 条の 4 第 5 項）

必要があるときは、関係者又は学識経験を有する者から、協議事項に関して意見を聴くことができます。

5 会議の公開（法第 1 条の 4 第 6 項）

会議は公開します。

ただし、個人情報を取り扱う場合、又は会議の公正が害される恐れがある場合その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができます。

6 議事録の作成及び公表 (法第1条の4第7項)

地方公共団体の長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するよう努めなければなりません。

7 調整結果の尊重 (法第1条の4第8項)

会議において、事務の調整が行われた事項については、その結果を尊重しなければなりません。

8 委任 (法第1条の4第9項)

会議の運営に関し必要な事項は、会議において定めます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抄)

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 地方公共団体の長
- (2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

朝倉市教育大綱策定スケジュール

【R7.11】

時 期	総合教育会議	市長	男女共同参画推進室	関 係 所 属
6月			第1回会議日程・テーマ設定調整	
7月	上旬	レク	第1回案内通知	
8月	上旬		教育行政の事業把握	
			【第1回】 ★教育大綱見直しの進め方 について	
11月	上旬		教育大綱策定会議	→ 教育大綱(素案)打合せ
	下旬		各所属案作成締切 教育大綱(素案)調整	← 教育大綱(素案)打合せ
			第2回会議案内通知	
12月	上旬		教育大綱(素案)確認	→ 教育大綱(素案)確認
	中旬	素案送付(教育長・教育委員)		
	下旬		レク	
			【第2回】 ★素案提案	
1月	中旬		教育大綱(最終案)調整①	→ 教育大綱(最終案)打合せ
	下旬		教育大綱(最終案)調整② ※ 必要時	→ 教育大綱(最終案)打合せ
2月	上旬 ～中旬		教育大綱(案)最終調整③ ※ 必要時	→ 教育大綱(最終案)打合せ
	中旬		教育大綱(案)起案 第3回会議案内通知	
	下旬		教育大綱(案)決裁 教育大綱(案)最終報告	→ 教育大綱(案)最終確認
3月	上旬	最終案送付(教育長・教育委員)	レク	
	中旬		レク	
			【第3回】 ★決定	

- ※ 関係所属：教育課、文化・生涯学習課、子ども未来課、健康課、福祉事務所、人権・同和対策課
- ※ 【要確認】 第4次総合計画(基本計画：R9～12)との整合性(総合政策課)
- ※ 【要注意】 議会中(12月議会及び3月議会の日程調整)

「朝倉市教育大綱」について

1 「朝倉市教育大綱」について

(1) 概要

- ① 市の教育行政を推進するための基本指針
- ② 市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議のうえ、市長が策定（市長部局が主体）。
- ③ 「朝倉市総合計画」－「朝倉市教育大綱」－「教育施策要綱」は連動（朝倉市教育施策要綱…市教育委員会において、市の教育の充実・発展を期するため毎年定められている）
- ④ 施策の体系の項目は総合計画と一致
- ⑤ 市長が定める大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3」に規定。
「地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」
- ⑥ 対象期間4年間の予定
- ⑦ 市で教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」の策定はないため、大綱を策定する必要あり。
- ⑧ 市の総合計画と一本化することも可能（福岡県）だが、現段階では難しい。

(2) 経過

- ① 平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが義務付けられた。（法第1条の3第1項）法第1条の3第2項に「首長は教育大綱を定め、また変更する時はあらかじめ総合教育会議で協議する」
- ② 本市の教育行政に関する基本方針や重点的に取り組むべき施策の方向性を示すものとして、平成27年11月に策定された。（対象期間：平成27～29年度の3年間）
その後総合計画の策定期間とあわせて作成するため、平成29年の会議で承認され、1年延長。
- ③ 現在の大綱は令和5年3月に策定。（対象期間：令和5～8年度の4年間）
本年度は見直しの年（次期：R9～12年度の4年間＝総合計画の基本計画期間）

2 「朝倉市教育大綱」見直しの進め方について(別紙：スケジュール参照)

(1) 要領①(総合教育会議：決定機関)

- **令和8年度見直し**中の「朝倉市総合計画」との整合性を図りながら、総合教育会議で素案検討を進める。
- 来年度は、今後総合教育会議を**3回開催予定**
 - 12月…教育大綱策定の概要について（素案を提案）
 - 3月…教育大綱策定の決定について

(2) 要領②(関係所属協議：6所属)

- 関係所属による「教育大綱策定会議(関係部署6所属)」を開催し、前回資料に基づき“素案”づくりから始める。(第2回総合教育会議で素案提案)
- 第2回総合教育会議による意見集約や協議内容により、“最終案”に向けての教育大綱策定会議を開催する。(R9.2月までに最終案確認)
- 第3回総合教育会議により“決定”する。